

岡山海区漁業調整委員会指示令和4年度第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、大規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年8月9日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

1 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

2 禁止する漁法

全ての漁法

3 禁止区域

倉敷市児島味野地先（豎場島沖ノ藻及び深藻）

(1) 第1の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位17度30分9秒 2, 363メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位33度11分4秒 2, 909メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位34度45分43秒 2, 832メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位18度51分8秒 2, 268メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

(2) 第2の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位43度47分46秒 3, 510メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位53度28分8秒 4, 140メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位54度38分21秒 4, 069メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位44度57分48秒 3, 426メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

(3) 第3の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位18度2分26秒 1, 667メートルに設置

した標識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位41度12分49秒 2, 149メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位43度17分57秒 2, 070メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位19度25分19秒 1, 564メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

(4)第4の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位45度42分36秒 2, 575メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位61度22分56秒 3, 050メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位62度43分50秒 2, 966メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位46度44分3秒 2, 475メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

4 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

5 指示の有効期間

令和4年9月1日から令和8年12月31日まで

